

補助金額 最大 **20** 万円（工事費の5分の1）移住  
定住

## 中古住宅リフォーム補助金



鞍手町では、移住定住を促進しつつ、空き家の流通を促すため、町内に転入し、中古住宅を取得してリフォーム工事をした方に、リフォーム費用の一部を補助しています。

**対象者** 次のチェックリストのすべてに当てはまる方が補助金の交付対象です。

■チェックリスト（1つでも当てはまらない項目がある場合は交付対象外となります）

交付対象かどうかご不明な場合は、必ず事前にお問い合わせください

- 令和11年3月31日までに町外から転入した世帯であり、世帯員全員が鞍手町の住民基本台帳に記録されている（住民票がある）
- 鞍手町の住民として3年以上居住する意思を持っている（定住する意思がある）
- 転入時に一戸建て中古住宅を取得済みである（購入、相続、贈与等による取得が対象）
- 取得した中古住宅は登記済である
- 中古住宅の取得日から1年以内にリフォーム工事を完了している
- 申請日は入居日またはリフォーム工事完了日のいずれか遅い方の日から6か月以内である
- リフォーム工事費は50万円以上である
- リフォーム工事費の支払いに、鞍手町プレミアム付地域振興券を使用していない
- 世帯員全員について鞍手町に納める税金等に滞納がない  
（税金等には、税金のほか、保育料、上下水道料金など町に納めるすべてのお金が含まれます）
- 世帯員全員が暴力団もしくは暴力団関係者ではない
- 過去にこの補助金の交付を受けていない

対象  
工事

次の工事が補助対象となります。

申請の際は、点線枠内の補助対象外の工事にご留意ください。

リフォーム工種の別	工事の内容
一般改修工事	① 屋根のふき替え、② 屋根又は外壁の塗装、③ 内壁、床又は天井の改修 ④ 玄関その他の出入口の改修、⑤ 台所、浴室、便所又は洗面所の改修
バリアフリー工事	① 玄関等の段差の解消に関する改修、② 階段等への手すりの設置、 ③ 車椅子の出入りの円滑化に関する改修、④ 浴室等における転倒防止のための床の改修
省エネ工事	① 窓等の開口部の二重サッシ、ペアガラスの設置 ② 内壁、床又は天井への断熱材の設置

※リフォーム工事は、居住部分において経年劣化した性能や機能を回復させるものであるため、次の工事は**対象外**としています。

■外構工事

■車庫設置（カーポートを含む）

■倉庫設置

■移築

■増築（風呂やトイレの増築を除く）

■電化製品の購入・設置

裏面もご確認ください

## 補助金額

工事費の5分の1以内で上限額 20 万円の範囲内で交付します。  
補助金額の算定イメージは次のとおりです。

リフォーム工事費	補助金額
50 万円未満	0 円（補助対象外）
50 万円から 100 万未満	（実績額の5分の1の額）円（※） ※千円未満の端数切捨て
100 万円以上	20 万円（補助上限額）

（注）交付を受けるためには、補助対象者チェックリスト（表面）に全て当てはまる必要があります。

（注）補助金算定の対象となる工事内容（表面）を必ずご確認ください

（注）本補助事業は予算の範囲内で交付します。

## 申請方法

申請手続きは次のとおりです。  
申請の際は必要書類を準備し、ご提出ください。

### ■補助金交付までの流れ

**STEP1** 中古住宅を取得してから、本町に転入

**STEP2** 中古住宅をリフォーム（取得から **1年以内に完了すること**）

**STEP3** 交付申請（リフォーム完了日または居住開始日のいずれか遅い日から **6カ月以内に申請**）

**STEP4** 申請書類を確認し、交付対象となるかどうかを鞍手町が審査

**STEP5** 交付対象者に「交付決定通知」を送付（不交付対象者には「交付却下通知」を送付）

**STEP6** 交付決定後、鞍手町から補助金を交付します（銀行振込）

### ■交付申請書類チェックリスト（申請の際に次の書類をご用意ください）

- 鞍手町移住定住促進中古住宅リフォーム補助金交付申請書（様式1）★
- 世帯員全員の住民票謄本
- 取得した住宅の登記事項証明書（コピー不可。申請日前3ヶ月以内に発行されたもの）
- 工事契約書（契約内容が確認できる書類）
- 見積書
- 住宅の間取図（間取りを確認できるもの。コピー可）
- リフォーム工事費の領収書の写し（銀行振込の場合は、振込実績を確認できるもの）
- リフォーム工事の実績が確認できる写真
- 補助金の振込先として指定する金融機関口座を確認できるもの（申請者名義の通帳の写し）

（注1）住宅を共有名義で所有している場合は、どなたか1名を申請者としてください。（他の所有者は世帯員に記載）

（注2）上記以外にも必要な書類を求める場合があります。

（注3）★印のものは、役場まちづくり課窓口で受け取るか、鞍手町ホームページからダウンロードしてください。

### ■申請先

鞍手町役場 まちづくり課 まちづくり戦略係（役場3階）

役場開庁日の午前8時30分から午後5時15分まで（郵送でも構いません）

**ご注意ください！**

**移住定住中古住宅リフォーム補助金を受け取るには条件があります。  
申請の前に交付対象となるかどうか必ずご確認ください。**

### 【お問い合わせ先】

鞍手町役場 まちづくり課 まちづくり戦略係

〒807-1392 鞍手町大字小牧 2080 番地 2 ☎ 0949-42-2033